



平成26年 2月27日

各 位

三重県四日市市日永二丁目3番3号
アップルインターナショナル株式会社
代表取締役会長兼社長 久保 和喜
(コード番号：2788 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 近藤 則明
TEL (059) 347-3515

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年2月27日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成26年3月28日開催予定の第19期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由について

(1) 当社は、新車市場と中古車市場の総合的な自動車流通市場を形成することで、さらなる収益の向上を目指してまいりたいと考えております。

つきましては、今後の事業内容の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について、事業目的を追加・変更するものであります。

(2) 単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成19年11月27日付)の趣旨に鑑み、平成26年2月27日(木)開催の取締役会において平成26年4月1日(火)をもって当社普通株式1株を100株に分割するとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を採用することについて決議いたしました。(本株式分割及び単元株制度の採用に伴う売買単位の実質的な変更はございません。)

これに伴い、単元未満株式の権利についての規定(変更案第9条)を新設し、条文の新設による条数の繰り下げを行います。また、効力発生日を株式分割及び単元株制度の採用と同じく平成26年4月1日(火)とするため、附則第1条を新設いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>自動車の販売、リース及び輸出入</u> 2. <u>自動車の売買、取引斡旋業</u> (新設) 3. <u>自動車用部品及び付属品の販売</u> 4. <u>インターネットによる自動車及び自動車用部品の販売、仲介業</u> 5. <u>日本国内及び海外展開におけるフランチャイズチェーンシステムによる自動車販売の経営及び運営</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>自動車の売買、修理及び輸出入</u> 2. <u>自動車の委託販売及び取引斡旋業</u> 3. <u>自動車のリース及びレンタル</u> 4. <u>自動車用部品及び付属品の販売</u> 5. <u>ITによる自動車及び部品の販売、保険の募集、仲介業</u> 6. <u>日本国内及び海外展開におけるフランチャイズチェーンシステムによる自動車販売の経営及び運営</u>

変更前	変更後
<p><u>6. 損害保険代理店業務</u></p> <p><u>7. 不動産賃貸業務</u> (新設)</p> <p><u>8. 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">第2章株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>216,000株</u>とする。</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(第9条～第46条) (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>7. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>8. 不動産賃貸業務</u></p> <p><u>9. 貸金業、各種債権の売買、立替払、債務の保証・引受け及びその他金融業務</u></p> <p><u>10. 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">第2章株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>21,600,000株</u>とする。</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(<u>単元株式数</u>)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(第10条～第47条) (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第6条(発行可能株式総数)の変更、第8条(単元株式数)及び第9条(単元未満株式についての権利)の新設並びにそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は平成26年4月1日とする。</u></p> <p><u>②本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

なお、上記定款変更比較表は、平成26年2月27日開催の取締役会決議による変更の内容も含めて表示しております。

3. 変更の日程

平成26年3月28日(金)	定款変更のための株主総会開催日
平成26年3月28日(金)	事業目的の追加並びに変更の効力発生日
平成26年4月1日(火)	単元未満株式の権利の定めの新設の効力発生日

以上